

「教育振興基本計画」に関する意見

社団法人日本図書館協会

1 図書館を、人々の生涯にわたる学習を支援する機能として位置づけ、教育振興基本計画の機軸に据える。

- 1 資料や情報は、自立した人間を育てる教育において、生涯にわたる学習のうえで、また人々の生活や仕事のうえで必要不可欠な「学習資源＝教材」である。資料を読み、資料、情報をもとに調べ、考える行為は学習活動の基本的基礎的な営為である。

図書館は、その資料、情報を求める人に确实、的確、迅速に提供することを役割としている。そのために現在および将来の利用者を考慮しながら、資料を選択収集して魅力あるコレクションの形成を図り、また分類、件名などを付与した高い品質の目録を作成、組織化し、容易に資料が検索出来るようにする。またそれらを背景に専門職員による資料、情報の相談、案内、レファレンスサービスを実施している。さらに地域やその設立母体の違いを越えた連携協力により、資料の相互利用、共有化を図る取組みも進められている。

この図書館の働きは、人々の学習をより豊かに保障することであり、学校、家庭、社会などすべての場で求められている。図書館は、生涯にわたる学習にとって、それを支える最も基本的基礎的な機能であり、公共図書館、学校図書館、大学図書館などすべての種類の図書館が発揮すべきことである。

新教育基本法は「生涯学習」を学校教育、社会教育、家庭教育に先行して位置づけた。学校、社会、家庭など、それぞれの場で行われる多様な教育活動があるなか、図書館はそれらを貫く共通の機能をもって教育活動の支援を行う。いわば生涯にわたる学習を支援する機能である。

教育振興基本計画に図書館を、学校教育、社会教育、家庭教育に横断的にまたがる課題として位置づけることは、とりわけ重要な意味を持つものとする。

公立図書館と学校図書館、さらに大学図書館の整備、振興に関わる課題、施策を行政的な分野で分断するのではなく、総合的な施策として推進する方向を示すことが重要である。

このことが政府の基本計画に盛り込まれることにより、自治体における選択の幅が広がり、施策がより豊かなものとなることを期待する。

- 2 「書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する」という読解力を養う課題の解決のひとつは、図書館の整備にある。もともと子どもたちは読書が好きであり（先の学力テストでも「読書が好きですか」との質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた子どもたちは7割を超えている）、子どもたちの生活圏域に読書環境が整っていれば、大きく変わる。

そのためには学校図書館や公立図書館の充実は欠かせないことは、フィンランドの例をみても明らかである。さらに加えて、地域の文庫や親子読書は欠かせない活動である。地域文庫や親子読書の団体は全国で数千あると言われ、自らの家を開放するだけでなく、図書館や学校、児童館などに出かけ、子どもたちに読書の楽しさを伝えている。

先の子どもの読書活動推進計画策定に際しては、公立図書館、学校図書館のほか、

自治体関係部局や地域の読書活動をしている人たちが一堂に会して論議してつくる取り組みがあった。

こういったことをさらに推し進めることは生涯学習にふさわしい活動である。

- 3 自治体において図書館を充実させる施策を実施に移すとき、それは公立図書館と学校図書館の双方にまたがる課題、関連する内容が多い。現場において相互の連携は多様に進められ、豊かな実践も生まれているが、それは現場での努力によるものが多く、行政的な「壁」により一部に止まり、その継続に懸念がもたれる。図書館行政として一元化し、総合的に進めることは外国にも例があり、有効である。

子どもたちの読書や調べる楽しみの保障、あるいは教員への資料、情報提供の保障には、学校図書館と公立図書館の施策を一元的に実施されることが必要である。学校図書館支援センターの活動のほか、公立図書館・学校図書館間の資料の相互利用や必要に応じての共有化、地域資料の整備、さらにデータベースの構築などは、それぞれの地域の実状に即して、連携して実施することが有効である。

- 4 公立図書館が中心となって、その設立母体や地域的な違いを越えた日常的な連携協力の強化、連携協力網の形成が進められている。

公立図書館は学校図書館だけでなく、近隣の大学図書館との連携を図っている。大学図書館はその資源を地域住民に提供する取り組みは積極的に行われるようになっているが、課題は少なくない。地域住民のますます深まり広がる多様な資料、情報の要求に応えるためには、高等教育機関の図書館の役割は欠かせなくなっている。

- 5 図書館の専門職員の採用、配置、研修などの課題は、館種の違いを越えて共通の基盤で検討することが重要となっている。それぞれの地域の実状を踏まえながら、専門性を高める取り組みが必要である。

図書館専門職員には、自らの情報リテラシーの習得だけでなく、子どもや教員、利用者の情報活用、情報選択の力をつけることに支援する役割が求められている。図書館は多様なデータベースを用意し、その活用を進めることが今後いっそう求められる。

- 6 教養の厚みを備えた知性あふれる人間の養成に大学図書館が、その役割を果たす必要がある。そのためには学生用の図書の充実、大学の資料費が微弱になっている状況のもと重視されるべきであり、魅力ある大学教育の改善計画に学生の読書を奨励するプロジェクトを盛込むことが必要である。

また学校図書館を人と資料、情報が出会い、交流し、魅力ある「ひろば」として整備し、学校のなかの開かれた場として活用する。子どもたちと教職員、学年や学級の枠を越えた人の交流がみられる空間としての特徴を活かす。

- 7 図書館を生涯学習の視点で位置づけることは、新教育基本法のもとにおける教育改革の特色を鮮明にすることであり、自治体における計画策定に有効に資するものとする。

2 公立図書館を生活圏域、おおむね中学校区に1図書館を設置する

公立図書館は、読書を保障するとともに「地域の課題解決、住民の学習活動、個人の自立を支援する」役割をもつ。住民にとって身近な「地域の知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべき、との指摘は大変重要である。

しかしそれを可能とする地域は少ない。公立図書館は大変少なく、合併により図書館をもつ市町村は7割となったが、生活圏域に図書館がない実態は変わらない。地域的な格差が広がっている。町村を中心として図書館のない3割の市町村に図書

館を設置するとともに、行政圏域が広域化している実状に応じた図書館整備の目標を立てる必要がある。

その整備目標は、可住地面積（市町村の行政圏域の面積から河川、湖沼、原野等を除いた面積）を基礎に置くことが妥当であると考えられる。その目安として中学校区を単位として整備することは、中学校区が地域におけるコミュニティ活動の単位として機能しているところが少なからずあり合理性がある。1中学校区の可住地面積の平均は約 11 平方キロメートルである。現在図書館のある市町村の面積では 34.5 平方キロメートルであり、約 3 倍となる。

これが実現すると、人口当たりで比較すると G 7 各国平均並みとなる。

図書館の役割、機能は既述のように極めて重要であり、図書館がなければそれを果たすことはできない。いつでもどこでも学べる環境づくり、すなわち図書館の整備は、基本計画において自治体に「促す」とするのではなく、より積極的な政府の施策を組み込むべきものとする。それは「規制」することではなく、公教育における国の責務として峻別されるべきことである。

公立図書館の国際比較

国名	調査年	人口（万人）	図書館数	10万人当たり図書館数
日本	2007	12,777	3,091	2.42
アメリカ	1995	27,620	15,946	5.77
イギリス	1998	5,874	4,630	7.88
イタリア	1997	5,730	2,155	3.76
カナダ	1995	3,049	3,672	12.04
ドイツ	1998	8,209	12,134	14.78
フランス	1997	5,890	2,577	4.38
計・平均		69,149	44,205	6.39
フィンランド	1999	517	1,151	22.26

（『ユネスコ文化統計年鑑』等）

1 図書館当たり可住地面積別市町村数

	図書館設置市町村数	割合	割合
～ 5 ㎢未満	61	3.3%	4.6%
5～ 10 ㎢未満	90	4.9%	6.8%
10～ 20 ㎢未満	247	13.4%	18.7%
20～ 30 ㎢未満	215	11.7%	16.3%
30～ 40 ㎢未満	172	9.3%	13.0%
40～ 50 ㎢未満	121	6.6%	9.2%
50～100 ㎢未満	272	14.8%	20.6%
100 ㎢～	141	7.6%	10.7%
小計	1,319		100%
なし	525	28.5%	
	1,844	100%	

3 図書館資料の相互貸借の合理的な仕組み、経費負担の制度をつくること。

インターネットの活用により図書館の所蔵資料については、容易に検索できるようになり、広範囲の人たちの利用が可能となった。同時にその入手のための図書館間の相互貸借の仕組みとその経費負担の合理的な制度をつくるのが緊急に必要と

なっている。

公立図書館では年間 180 万件、都道府県立図書館が管内市町村立図書館に提供した資料は年間 90 万件におよんでいる。大学図書館との相互貸借も 750 館以上で行われている。

図書館は、地域や館種を越えて連携協力が日常的に行われていることの現われである。利用者の求める資料はますます多様化しており、今後とも増えていくことは確実であり、それに対応した仕組みが必要となる。

その流通には、都道府県立図書館が実施する配本、協力、連絡用の自動車（協力車）の活用のほか、宅配や郵送を使うことにより行っている。その経費は図書館の負担となっており、予算上困難な状況にある。利用者に負担を求めることもあり、これは図書館法の無料規定に触れることである。また取り寄せを断ることも少なからずある。

都道府県内の流通には、都道府県立図書館の協力車活用できるよう頻度を多くした定期的な運行を行うこと、都道府県を越えた流通には広域の相互貸借が可能となるような仕組みをつくる必要がある。

図書館間協力貸出件数（「日本の図書館」）

年度	都道府県立図書館	市区立図書館	町村立図書館	計
2002	815,593	739,077	166,295	1,721,355
2005	922,029	792,118	104,657	1,819,727

図書館資料の図書館間相互貸借の実施館数（2004 年度実績 文部科学省調査）

実施先	都道府県立図書館	市区町村立図書館	大学図書館	学校図書館
都道府県立図書館	56	57	44	31
市区町村立図書館	2,387	2,329	714	390

国立国会図書館の図書館間貸出し（「国立国会図書館年報」）

	件数	点数
1996 年度	-	13,397
2006 年度	16,014	25,800

文字・活字文化振興法を実体化するための政策提言（概要）

1 公立図書館の整備

- 市町村の図書館は、おおむね中学校区を単位とした住民の生活圏域に整備すること。〔既述〕
- 地域の図書館は 800 ㎡以上の施設面積でつくり、5 万冊以上の蔵書をもち、3 人以上の専任職員を配置すること。

利用者にさしあたりの基礎的なサービスを提供するためには、800 ㎡以上の施設規模をもち、最低 5 万冊の図書を用意し、3 人以上の専任職員を配置することが必要です。施設規模が小さいと拡張性に欠け、多様化する利用者の要求に応えることが困難になります。

最近公民館図書室を図書館の分館として位置づけ、「空白解消」を試みている市町村が少なからずありますが、公民館図書室は総じて規模が小さく、蔵書が 5 千冊以下のところが多く、1 万 5 千冊までのところが 7 割近くを占めます（日本図書館協会調査）。その機能は異なっており投資した費用の割には効果の乏しいものになりかねません。

- 市町村立図書館の運営経費（人件費を含む図書館年間総経費）は、市町村の普通会計歳出総額の 1%以上を措置し、資料費はその 20%（普通会計歳出増額の 0.2%）を充てること。

一定のサービスを提供している図書館を経年的にみると、人件費を含む図書館の総経費はその市町村の普通会計歳出総額の 1%以上をおおむね措置していることがいえます。また資料費については、図書館総経費の 20%を措置しています。

日本図書館協会の調査から、これを指標として図書館予算を措置することを求めることは無理がない、と考えます。

小さな町村では図書館は運営できない、と思われる向きもありますが、5 千人未満の町村でも全国のモデルとなるサービスを提供しているところが多くあります。すべての市町村で実現していただきたいことです。

貸出密度上位 10%の市町村の図書館費、資料費の普通会計歳出総額に占める割合

人 口	対象市町村数	図書館費	資料費
1 万未満	25	0.92%	0.26%
1～2 万	30	0.86%	0.25%
2～3 万	20	0.77%	0.19%
3～5 万	22	1.29%	0.25%
5～10 万	22	0.97%	0.20%
10～20 万	13	1.30%	0.15%
20 万～	10	0.84%	0.11%

人口段階別に貸出密度（住民一人当たり貸出数）上位 10%の市町村（政令指定都市、特別区除く）の普通会計歳出総額に占める図書館費（人件費含む）、資料費の割合をみた。（『日本の図書館 2005』、『市町村別決算状況調 2003 年度』）

- 地方交付税の積算内容を、図書館サービスの進展に即して改善すること。当面コンピュータシステム、資料の相互貸借の経費のほか、市町村の図書館長の給与費、図書館協議会委員の報酬を加えること。

地方交付税は地方公共団体の一般財源ですが、国民に対してナショナルミニマムの行政サー

ビスを保障するための制度であり、その積算費目は指標の役割をもちます。現行の積算内容には、コンピュータシステムに関わる経費や資料の相互貸借が見込まれていません。これらは図書館サービスを支える主要な経費であり、その額も多額なものとなっています。

また図書館長の給与費と図書館協議会委員の報酬については、道府県には措置されているものですが、市町村には積算されていません。それぞれ図書館サービスにとって重要な意味をもつ費目であり、改善が必要です。

2005 年度地方交付税単位費用積算基礎・図書館費

(単位：千円)

	経費区分	経費	積算内容
県	給与費	203,860	(職員数 28 人、館長 1 人含む)
	報酬	180	図書館協議会 委員 9 人
	需用費等	53,839	図書及び視聴覚資料購入費等
	計	257,879	
市	給与費	51,240	(職員数 7 人)
	需用費等	20,967	図書、視聴覚資料購入費等
	計	72,207	

※標準団体行政規模：県 人口 170 万人 市 人口 10 万人

5 公立図書館に専任の司書を配置すること。

利用者の要求に応えるためには、図書館資料を駆使できる能力をもち、図書館の機能を発揮できる十分な経験を積んだ司書が必要です。

しかし全国の図書館をみると、司書資格をもつ職員のいない図書館が 24%、1 人しかいない図書館が 26% もあり、極めて脆弱な実態です。図書館は増えていますが、職員数は減っており、同時に司書資格をもつ職員も減り、司書率が 5 割を切る状況になっております。

また非常勤臨時の職員が増え、専門性の蓄積が困難となっています。司書を増やし、豊かなサービスと効率の良い運営を図る必要があります。

司書の配置 (「日本の図書館」)

年度	図書館数	職員数	うち司書有資格者数	司書率	
1995	2,270	15,000	7,733	51.6%	司書率のピーク
1998	2,499	15,429	7,894	51.2%	職員数、司書有資格者数のピーク
2006	3,062	13,987	6,988	50.0%	

雇用形態別職員数 (2006 年現在 「日本の図書館 2006」)

	総数		司書有資格者数	司書率
専任	13,987	(45.0%)	6,988	50.0%
非常勤・臨時	13,947.2	(44.9%)	7,205.3	51.7%
委託・派遣	3,139.6	(10.1%)	1,249.5	39.8%

非常勤・臨時：年間実働時間 1500 時間を 1 人と計算

6 公立図書館に司書資格を備えた専任の図書館長を配置すること。

図書館長には、「図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努める」こと、および「司書となる資格を有する者が望ましい」とされています(「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」)。

しかし現状では、司書資格を有する図書館長は2割に過ぎません。また専任の図書館長は7割です。限られた予算と人員のもとで、より質の高いサービスを生み出すために適切な判断のできる図書館長の配置が必要です。

図書館長の司書有資格者（2006年現在「日本の図書館」） 専任図書館長の司書有資格者数（文部科学省）

	総数	司書有資格者数	割合	年	専任館長数	司書有資格者数	割合
都道府県立図書館	62	8	12.9%	1987	949	499	52.6%
市区立図書館	2,381	391	16.4%	1996	1278	542	42.4%
町村立図書館	617	58	9.4%	2005	1434	382	26.6%

- 7 図書館法第20条による補助金の復活、および地方債、補助金は公立図書館整備に活用しやすい仕組みにすること。

図書館法第20条は図書館の施設、設備に要する経費について国が補助することを規定していますが、1998年度以降予算化されていません。公立図書館は未だ未整備の状況にあり、これの復活を望みます。

また政府各省庁には公共施設整備のための地方債や補助金が少なからずあります。図書館機能が地域に果たしている役割、まちづくりや地域再生、情報化、生涯学習などに貢献している意義を捉え、公立図書館整備に活かせる仕組みとするよう求めます。

例えば、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎債の対象事業には図書館が挙げられておらず、図書館設置を望んでも許されないものとなっています。このような事例は少なからずあり、規制を取り除くべきです。

- 8 政府刊行物や地方公共団体の刊行物を公立図書館に無償で提供すること。

図書館法第9条は、政府や地方公共団体にその刊行物を公立図書館に提供することを求めています。十分に履行されておりません。図書館は情報公開の一端も担っており、国の情報公開法は印刷された政府刊行物は公立図書館において提供されることを前提としております。印刷されたすべての行政資料は、無償かつ迅速に公立図書館に提供することを義務付ける制度を求めます。

2 学校図書館の整備

- 1 政府は、学校図書館図書整備費の地方交付税措置の対象を小中学校の図書館に限定せず高等学校の図書館にも拡大すること。
- 2 地方公共団体は地方交付税として算定された額を確実に予算化すること。
- 3 蔵書冊数に基づく現行の文部科学省「学校図書館図書標準」を見直し、新規受け入れ冊数を基準に加えるなど、実効性のあるものに改めること。

学校規模や校種により図書資料の活用形態等は異なり、その経費も異なります。そのため「学校図書館図書標準」は各学校の実態にそって運用すべきであり、画一的には適用できないものです。単に蔵書冊数だけでなく、毎年更新が必要な資料や学習内容の変化に対応した選書が的確に行なわれ、適切な蔵書構成が維持できるよう「学校図書館図書標準」を見直すことが必要です。

除籍資料の補充・補強も含む新規購入冊数を加えたものに改め、生きたコレクション形成の基準となるように「基準」を改める必要があります。

4 11 学級以下の学校にも司書教諭を発令すること。また司書教諭が学校図書館の職務に従事できるよう授業時間数等の軽減措置を行うこと。

5 学校司書の配置を促進すること。

学校司書は学校図書館の専門的職務を担っていますが、その採用形態、雇用形態は自治体によってさまざまであり、多くはその職の存続は保障されていない問題があります。

学校司書が学校図書館活動を担い、児童・生徒の学習活動や情報教育、豊かな本との出会いを支えている実態から、学校司書の配置を促進する必要があります。そのための国としての支援策を求めます。

6 教員養成課程（教職課程）において図書館活用の教育を行うこと。

教員あるいは教員となる者は学校図書館について学び、教科学習その他の学校生活で学校図書館を十分活用できるようにすることが重要です。そのために、教員養成課程において、学校図書館の活用に関し演習を含めた科目を設けることを求めます。

3 大学図書館の充実

1 紙、電子媒体を問わず高度な専門資料を購入維持していくための予算を確保すること。

大学図書館は、多様化し増大する多種の学術情報を紙媒体と電子媒体を有機的に結び付けて提供しています。この充実を図ることにより、新たなハイブリッド・ライブラリーの実現が求められています（科学技術・学術審議会学術分科会）。

そのためには、電子ジャーナルなど電子媒体のいっそうの充実はもとより、図書の購入冊数が年々減少している状況を止める必要があります。政府は、国公私いずれの大学へも財政的助成策の抑制を図っていますが、その状況が図書館資料の構築を困難にしています。

2 貴重書等を保存するための施設、設備の充実、およびその多様な活用を図るための電子媒体変換を可能とする方策を実施すること。

大学図書館には、後世に伝えるべき貴重な資料がかなりあります。しかしそれを保存する体制は憂うべき状態にあります。一部を除き施設、設備が十分整っておりません。

それら貴重な資料を電子媒体に変換することにより、多くの研究者や一般市民が利用できるようになってきています。インターネットを活用して公開もされています。これは大学の資源を広く国民的に開放していることであり、極めて重要なサービスです。しかしそれは一部の大学にとどまっており、十分ではありません。

3 学生用資料の確保など教育機能を充実すること。

大学図書館における在籍学生一人当たりの年間図書受入冊数は減少し続けており、大学教育の資源整備が立ち遅れています。情報リテラシー教育への関わりなど、これまで以上に教育カリキュラムとの連携を図った図書館の教育機能充実に対応するためにも、学生用資料の確保が必要です。

4 国立大学法人、公立大学法人の運営費交付金を充実させること。

法人化後の大学では、高等教育・学術研究の充実、社会貢献の推進に向けてさまざまな改革が実施されています。それぞれの大学で目標としたことの実現を図るためには、何よりも活動の基盤となる運営費交付金の確保、充実が必要です。その「算定に当たっては、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努める」（参議院文教科学委員会附帯決議）ことの履行が必要です。これは公

立大学においても同様です。

5 資料に精通した専門職員の確保と職務に専念できる環境を整備すること。

大学の教育、研究活動を支援する図書館サービスを提供するためには、図書館員としての専門知識と経験のほか、特定の専門分野についての系統的な知識と技術をもつ専門職員が欠かせません。レファレンスサービス、情報資源の組織化や選書等に、その専門性を発揮する必要があります。

専門職員の確保と、図書館の専門業務に専念できる環境と研修が必要です。

6 大学経営の変化に対応した附属図書館の管理運営を担う館長などの人事を重視すること。

大学経営の変化により、図書館の役割、機能がますます重要となります。大学教育、研究を支援する中核的機能が求められており、それを果たすためには図書館の管理運営の責任者の役割が重要です。館長は他の役職との兼務や名誉職的な位置づけではなく、大学全体の経営の視点から選出されるべきです。また図書館の事務長（図書部長、課長）も図書館専門職員集団の長としての役割を果たすことのできるようにすべきで、大学本部事務局の一部局ではなく、独自性をもって図書館の管理運営ができるようにすべきです。

4 出版文化の振興

1 日本の出版物市場における公共、大学、学校を合わせた図書館のシェアが10%以上となる資料費を確保すること。

各種図書館の年間資料費は、公立図書館 358 億円、大学図書館 737 億円、公立学校 213 億円、合わせて 1,307 億円程度です。これを年間の書籍・雑誌実販売額 2 兆 482 億円（『出版年鑑 2005』）に占める割合をみますとわずか 6.4%に過ぎません。これらの資料費には視聴覚資料や電子資料、また外国資料も含まれています。現状では、図書館が日本の出版文化を支える状況になっているとは、とても言えません。

図書館が少なくとも出版販売額の 10%以上の資料費を確保することにより、出版文化の発展に影響をもたらすようすべきです。

また図書館の資料費が年々減少していることは深刻です。市区町村の図書館では年間の資料費 500 万円未満が 3 割以上を占め、5000 万円以上は 1 割に過ぎません。

図書館の資料費（決算額）

年度	公立図書館		大学図書館	公立学校	資料費計
	資料費総額	1 館当資料費	資料費総額	図書購入費総額	
1990	289 億 494 万円	1,523 万円	583 億 555 万円	176 億 4,590 万円	1,048 億 5,639 万円
1995	374 億 4,392 万円	1,650 万円	675 億 1,882 万円	224 億 4,676 万円	1,274 億 950 万円
2000	371 億 3,674 万円	1,421 万円	776 億 8,578 万円	223 億 7,448 万円	1,371 億 9,700 万円
2003	357 億 7,524 万円	1,276 万円	736 億 9,727 万円	212 億 5,564 万円	1,307 億 2,815 万円

公立図書館、大学図書館の資料費は「日本の図書館」調査

学校は公立小中高等学校等の図書購入費（そのほとんどは学校図書館図書費・文部科学省「地方教育費調査報告書」から）

2 図書館資料費を増額し、多くの学術書や専門書を購入できるようにすること。

図書館利用者の多様化、資料要求の多様化はますます専門書や学術書を必要としています。

都道府県立図書館など所蔵資料の多い図書館の利用の増加や大学図書館の開放を求める声が多くなっていることは、その表れです。学術書や専門書は、図書館の購入が相対的に大きなウェイトを占めています。

しかし資料費の削減はますますこれら専門書の購入が困難となっており、蔵書構成もいびつなものとなっています。大学図書館や一定規模以上の地方公共団体の図書館では、専門書等を備え利用者の要求に応えることがいっそう必要となります。

都道府県内図書館への協力支援を機能としてもつ都道府県立図書館の資料費は平均 7000 万円で全体として非常に貧弱な状況にあります。1 億円以上の資料費をもつ都道府県はわずか 9 都府県です。日本で出版される図書のすべてを購入できるくらいの資料費の確保を目安にすべきです（約 1 億 9 千万円＝平均単価 2,582 円×新刊点数 77,031 点）。これを最低とし、人口や市町村数を考慮した指標をもつべきです。

3 地方出版の振興を図ること。

いわゆる地方出版は、地域の情報発信や活性化に貢献する活動や、地域文化等を全国および将来に伝達する重要な役割を果たしています。特色ある出版活動を行い、地域における文字・活字文化振興の一翼を担っています。また地方出版は特色ある地場産業でもあり、その振興を図ることは自治体における経済政策の一環でもあります。

4 出版物の再販売価格維持制度を守ること。

再販売価格維持制度は、活発な出版活動を保証するものであり、言論出版の自由を支える制度であり、出版文化を守るものです。図書館が多様な資料を収集し、自由で積極的な提供のできる基盤を保証するものです。

5 活字文化からの疎外をなくす

1 文字・活字文化に直接、接することが困難な障害者の権利を保障するために、媒体を変換する技術革新の促進、機器の提供などの施策を実施すること。

視覚障害者や学習障害者、知的障害者、聴覚障害者など文字・活字をそのままの形で利用できない障害者にも、あらゆる情報にアクセスする権利があることを明確にし、国及び地方公共団体は障害者に対する施策を充実する必要があります。病院の入院患者や矯正施設入所者など、身体上の障害はなくても、文字・活字文化への自由なアクセスが制限されている人たちへの施策も必要です。

点訳、音訳、大活字化等のための技術開発、革新を促す支援策、利用者への最新の機器の無償提供などが求められます。また障害者が利用できるよう公立図書館などの図書館施設の整備を図ることも必要です。

2 許諾を求めることなく活字資料の音訳等の媒体変換が行えるように、著作権法の改正を図ること。

障害者の情報アクセス権を保障するためには著作権法第 37 条の改正が必要です。点訳、音訳、文字の拡大、マルチメディア DAISY (Digital Accessible Information System) 化など、文字・活字文化を利用するための媒体変換が、①許諾を求めることなく行えること、②その利用者を視覚障害者に限定しないこと、③公表された著作物の公衆送信等を認めること、④対象施設を視覚障害者福祉施設に限定することなく、公共図書館、大学図書館、学校図書館などの教育機関で自由にできるように、著作権法など関連法規の改正と整備を図ることを求めます。

- 3 さまざまな障害者が使える多様な DAISY 資料の刊行促進、普及をするとともに、その製作施設への支援を図ること。

DAISY (Digital Accessible Information System) には、音声 DAISY (聞きたいところに自由にジャンプできるデジタル録音図書・主に視覚障害者が利用) と、マルチメディア DAISY (音声・テキスト・画像等をシンクロナイズ (同期) させて同時に読めるもの・視覚だけではなく学習障害者ディスレクシア等様々な障害者が利用できる) があります。DAISY は活字資料が利用できない障害者等へ情報を保障するための最も有効な手段ですが、その製作会社・製作施設は少なく、特にマルチメディアのそれはほとんどありません。

国、地方公共団体は、DAISY の製作及び利用環境の整備を図り、文字情報の共有格差を是正していくための施策、法的整備や財政援助を行うよう求めます。

- 4 すべての出版物を障害者が利用できるように障害者用資料作成に対する国の支援を実施すること。

出版物をすべての人が利用できるよう、ユニバーサル出版 (通常の活字だけではなく、DAISY・点字・大活字等で同時に出版すること) を国が推奨し、そのための補助金制度や税制面での優遇措置などの支援を積極的に実施するよう求めます。通常の出版物だけでなく、学術出版の障害者資料版への出版支援は重要です。

- 5 在日外国人、在外日本人がその母語などの文字・活字文化を享受できる環境を保障すること。

在日外国人の母語の資料が円滑に輸入でき、提供できる体制を整備することが必要です。多文化社会となっているなかで、日本語以外の言語が活用できるような体制の整備、たとえば公立図書館に多様な言語の資料を備えたり、在日外国人が生活言語としての日本語を学ぶ機会を保障し、文字・活字資料の利用が充分にできるような施策を講じることが必要です。

海外で暮らしたり、働いたり、学んだりしている在外日本人への日本語資料を提供するための施策、日本語資料を備えた図書館・文庫を設置するなどの施策も必要です。

6 図書館の連携協力

- 1 館種を越えた図書館の連携協力の基盤を整備すること。

図書館は、「人類が長い歴史の中で」生産してきた出版物を収集し、秩序立てて整理、保存し、利用者の求めに応じて提供する役割を果たしています。それぞれの図書館が活字文化の普及、享受、継承および発展に深くかかわっており、一つひとつの図書館が魅力的なものとすることは当然ですが、それだけでは限界があります。利用者の要求に応え、人々に期待感を喚起するような図書館の力が発揮されるには、単一の図書館が備える力の限界を超えてもなおサービスを追求できる組織的な連関性が不可欠です。それを実感できるとき、人々は図書館の力をフルに活かし、活字文化の恵沢を享受することができます。

そのために図書館は、連携協力の強化に努めてきました。公立図書館や大学図書館など館種ごとに、所蔵資料目録 (データ) の公開・共有化、資料の相互貸借・提供などが図られてきました。今ではさらに館種を越えて資料を求められ、また積極的に提供する試みがされています。しかし図書館には設置者、設置目的、主たる利用層の違いなどにより、幾つかの種別があり、それぞれの設置の根拠となる法制度が違います。その違いを超えた基盤づくりが求められています。

すべての住民が身近に利用可能な公立図書館のサービス拠点をもち、その図書館が県域ある

いはそれを越える図書館ネットワーク、さらには大学図書館や専門図書館などの特徴あるコレクション、国立国会図書館の網羅的な収集資料にもアクセスできる機能を使いこなせる環境をもてるようにするためには、ハードとソフトの両面にわたる組織的な協力・連携の基盤整備を計画的に推進することが必要です。これは図書館での努力のみで解決できることではなく、その推進はこの法が期待するように国および地方公共団体の責務です。

2 図書館資料の相互貸借の合理的な仕組み、経費負担の制度をつくること。[既述]

3 国立国会図書館は国自らが運営すること。

国立国会図書館は、全国の図書館によって構成される図書館組織（ネットワーク）の要として、納本により構築された資料群と、それを基にした多様な書誌の作成・頒布を責務として負っている図書館です。その事業目的は、議員の立法調査活動を支援すること、およびすべての国民が必要な情報を入手し、「自由な主体」として判断し行動することを支援するためにあります。こうした壮大な理想の達成を無制限に担保する責任は、国自らが担う以外にはあり得ない事業です。「国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの」（独立行政法人通則法）ではありません。

公共図書館と人口・可住地面積調べ

2007. 12 日本図書館協会

データ源：図書館数：文部科学省「社会教育調査報告 平成17年度」2005. 10. 1現在

人口、総面積、可住地面積：総務省「統計でみる市区町村のすがた 2007」2005. 10. 1現在

中学校数：文部科学省「学校基本調査報告書 平成17年度」2005. 5. 1現在

図書館：市区町村に所在する図書館数。都道府県立、私立図書館を含む。

合併：2006年3月31日現在の状況を補正

	図書館	総面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	1館当り可住地面積 (km ²)	人口総数 (人)	1館当り人口 (人)	中学校数 (校)
01 北海道	136	78,419.59	21,900.73	161.03	5,627,737	41,380.42	719
02 青森県	32	9,606.88	3,204.00	100.13	1,436,657	44,895.53	178
03 岩手県	45	15,278.71	3,710.12	82.45	1,385,041	30,778.69	204
04 宮城県	32	7,285.60	3,130.32	97.82	2,360,218	73,756.81	234
05 秋田県	44	11,612.22	3,154.63	71.70	1,145,501	26,034.11	135
06 山形県	34	9,323.39	2,850.08	83.83	1,216,181	35,770.03	131
07 福島県	58	13,782.75	4,218.29	72.73	2,091,319	36,057.22	246
08 茨城県	53	6,095.68	3,975.97	75.02	2,975,167	56,135.23	245
09 栃木県	46	6,408.28	2,946.03	64.04	2,016,631	43,839.80	179
10 群馬県	38	6,363.16	2,294.56	60.38	2,024,135	53,266.71	182
11 埼玉県	147	3,797.30	2,565.60	17.45	7,054,243	47,988.05	449
12 千葉県	128	5,156.68	3,488.25	27.25	6,056,462	47,316.11	406
13 東京都	369	2,186.96	1,395.92	3.78	12,576,601	34,082.93	832
14 神奈川県	83	2,415.84	1,459.94	17.59	8,791,597	105,922.86	485
15 新潟県	63	12,583.32	4,482.25	71.15	2,431,459	38,594.59	248
16 富山県	60	4,247.39	1,850.46	30.84	1,111,729	18,528.82	86
17 石川県	46	4,185.46	1,382.97	30.06	1,174,026	25,522.30	111
18 福井県	41	4,189.25	1,066.53	26.01	821,592	20,038.83	86
19 山梨県	49	4,465.37	950.33	19.39	884,515	18,051.33	106
20 長野県	108	13,562.23	3,310.83	30.66	2,196,114	20,334.39	201
21 岐阜県	61	10,621.17	2,167.71	35.54	2,107,226	34,544.69	203
22 静岡県	86	7,780.03	2,731.58	31.76	3,792,377	44,097.41	294
23 愛知県	86	5,164.02	2,959.81	34.42	7,254,704	84,357.02	438
24 三重県	37	5,776.68	2,022.04	54.65	1,866,963	50,458.46	188
25 滋賀県	49	4,017.36	1,289.04	26.31	1,380,361	28,170.63	106
26 京都府	63	4,613.00	1,155.22	18.34	2,647,660	42,026.35	208
27 大阪府	135	1,894.31	1,315.32	9.74	8,817,166	65,312.34	529
28 兵庫県	90	8,394.92	2,758.46	30.65	5,590,601	62,117.79	401
29 奈良県	31	3,691.09	850.53	27.44	1,421,310	45,848.71	118
30 和歌山県	26	4,726.08	1,097.84	42.22	1,035,969	39,844.96	147
31 鳥取県	26	3,507.25	912.09	35.08	607,012	23,346.62	63
32 島根県	32	6,707.33	1,256.26	39.26	742,223	23,194.47	111
33 岡山県	59	7,112.73	2,211.07	37.48	1,957,264	33,173.97	178
34 広島県	77	8,477.92	2,255.79	29.30	2,876,642	37,358.99	286
35 山口県	51	6,111.91	1,750.58	34.33	1,492,606	29,266.78	190
36 徳島県	29	4,145.33	1,021.73	35.23	809,950	27,929.31	98
37 香川県	25	1,876.41	991.78	39.67	1,012,400	40,496.00	91
38 愛媛県	35	5,677.12	1,670.68	47.73	1,467,815	41,937.57	155
39 高知県	32	7,105.01	1,168.51	36.52	796,292	24,884.13	142
40 福岡県	96	4,976.12	2,742.30	28.57	5,049,908	52,603.21	380
41 佐賀県	21	2,439.58	1,340.15	63.82	866,369	41,255.67	99
42 長崎県	32	4,094.76	1,619.44	50.61	1,478,632	46,207.25	214
43 熊本県	46	7,404.83	2,746.73	59.71	1,842,233	40,048.54	194
44 大分県	30	6,339.32	1,770.40	59.01	1,209,571	40,319.03	150
45 宮崎県	24	7,734.77	1,835.37	76.47	1,153,042	48,043.42	147
46 鹿児島県	56	9,187.69	3,243.49	57.92	1,753,179	31,306.77	279
47 沖縄県	32	2,274.59	1,162.34	36.32	1,361,594	42,549.81	163
計・平均	2,979	372,817	121,384	40.75	127,767,994	42,889.56	11,035